

山梨県公報

第千九百十九号

平成二十一年

二月二日

月 曜 日

目次

保安林の指定の解除の予定……………三九

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三九

公告……………三九

平成二十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………四八

開発行為に関する工事の完了について……………四八

告示

山梨県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
甲州市塩山竹森字岩下一四八の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月二日

土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

市町村名
土砂災害警戒区域の名称

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域の表示

都留市

次の図のとおり
(図面省略)

水沼 1	急傾斜地の崩壊
水沼 2	急傾斜地の崩壊
馬場	急傾斜地の崩壊
神門	急傾斜地の崩壊
石大	急傾斜地の崩壊
曾雌・朝日曾雌の2	急傾斜地の崩壊
朝日曾雌の3	急傾斜地の崩壊
水沼	急傾斜地の崩壊
朝日馬場	急傾斜地の崩壊
石代・石代	急傾斜地の崩壊
宮ノ前	急傾斜地の崩壊
朝日曾雌	急傾斜地の崩壊
朝日曾雌の2	急傾斜地の崩壊
朝日曾雌の3	急傾斜地の崩壊
黄皮沢	急傾斜地の崩壊

宮下の3	宮下の2	宮下	境3	境2	境1	境の3	境の2	朝日馬場の7	朝日馬場の6・	朝日馬場の5・	朝日馬場の4	朝日曾雌の3	朝日曾雌	梨木	神門	朝日馬場の3	朝日馬場の2	朝日馬場	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

古渡	門瀬	門瀬の2・門瀬の3	田屋	大野	鹿留2	鹿留1	大野上	鹿留	上	岩上下の2・岩下	岩下上	岩下上	門原の3	はあす・はあす	門原の2・門原の2	門原	門原
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

中野	宮原・宮原の 2・玉川の3	玉川の2	玉川	住吉	法能 2	法能 1	中野	大六口	下谷	2 御所・里内の	里内・里内の2・ 湯の沢	湯の沢	桂町の2	桂町	桂町の3 2	桂町の3 1	古渡
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

清風台別荘地	菅野の2	大平の3	大平の4	八幡	細野 2	細野 1	菅野・菅野 2	菅野・菅野 1	大平・大平	大津の3・大津 の2・大津	大津の2・大津	大津	大津の3 町	八幡・熊井戸・ 熊井戸の2・緑	緑町・法能・ 緑町	熊井戸	宮原
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

馬場沢 3	赤羽根沢	本光沢	馬場沢 2	清風台新規	緑町 の 4	清風台別荘地	菅野	大津 の 2	緑町 の 2 2	緑町 の 2 1	緑町	西海戸	緑町 の 2	元坂 の 2	菅野 の 3	2 清風台別荘地	1
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

土沢	矢系沢 2	矢系沢 1	田屋沢 3	田屋沢 2	門瀬川	棚草沢	光照沢	ガンジカ沢	古渡沢	馬場沢 1	宮の前沢	大旅川	雛鶴沢 2	雛鶴沢 1	山沢	スラバ沢	堀久保沢	幕沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

菅野沢 1	熊井戸沢	下谷沢 2	聖川 2	聖川 1	玉川沢	下谷沢 1	境沢 2	境沢 1	棒差沢	中曽根沢 2	中曽根沢 1	峯沢	広徳堀沢	山王寺沢	神の沢 2	神の沢 1	小沢	糠蒔沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

小野沢	権現原沢	杉の木沢	御堂沢 2	御堂沢 1	細野沢 1	細野沢 2	細野沢 3	細野川	細野沢 4	菅野沢 3	菅野川 10	菅野川 9	菅野川 7	菅野川 5	菅野川 4	菅野川 3	菅野川 2	菅野沢 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

都留市														市町村名		土砂災害特別警戒区域	
朝日曾雌 の3	朝日曾雌 の2	朝日曾雌	宮ノ前	石代 ・石代	朝日馬場	水沼	朝日曾雌の3	曾雌・朝日曾雌 の2	石大	神門	馬場	水沼 2	水沼 1	土砂災害特別警戒 区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表 示及び当該自然現象により 建築物に作用すると想定さ れる衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
黄皮沢																	
宮下 の3	宮下 の2	宮下	境 3	境 2	境 1	境 の3	境 の2	朝日馬場 の5・ 朝日馬場 の6・ 朝日馬場 の7	朝日馬場 の4	朝日曾雌 の3	朝日曾雌	梨木	神門	朝日馬場 の3	朝日馬場 の2	朝日馬場	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

古渡	門瀬	門瀬の2・門瀬の3	田屋	大野	鹿留 2	鹿留 1	大野上	鹿留	岩下上の2・岩下上	岩下上	岩下上	門原の3	はあす・はあす	門原の2・門原の2	門原	門原
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

中野	宮原・宮原の2・玉川の3	玉川の2	玉川	住吉	法能 2	法能 1	中野	大六口	下谷	御所・里内の2	湯の沢	桂町の2	桂町	桂町の3 2	桂町の3 1	古渡
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

宮原	熊井戸	緑町・法能・緑町・緑町	八幡・熊井戸・熊井戸の2・緑町の3	大津	大津の2・大津	大津の3・大津の2・大津	大平・大平	菅野・菅野	菅野・菅野	菅野・菅野	菅野	菅野	菅野	八幡	大平	大平	大平	菅野	清風台別荘地
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

1	清風台別荘地	2	菅野の3	元坂の2	緑町の2	西海戸	緑町	緑町の2	緑町の2	緑町の2	大津の2	菅野	清風台別荘地	緑町の4	清風台新規	馬場沢2	本光沢	赤羽根沢	馬場沢3
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

糠蒔沢	土沢	矢糸沢 1	田屋沢 3	田屋沢 2	門瀬川	棚草沢	光照沢	ガンジカ沢	古渡沢	馬場沢 1	宮の前沢	大旅川	雛鶴沢 2	雛鶴沢 1	山沢	スラバ沢	幕沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

菅野川 5	菅野川 4	菅野川 3	菅野川 2	菅野沢 2	菅野沢 1	熊井戸沢	下谷沢 2	聖川 2	聖川 1	玉川沢	境沢 2	境沢 1	中曽根沢 1	峯沢	神の沢 2	神の沢 1	小沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

菅野川 7	土石流
菅野川 9	土石流
菅野沢 3	土石流
細野沢 4	土石流
細野川	土石流
細野沢 3	土石流
細野沢 2	土石流
杉の木沢	土石流
権現原沢	土石流
小野沢	土石流
大津沢	土石流

公 告

● 平成二十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令（昭和二十六年政令第百七十六号）第四条の二第三項の規定により、
 平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法
 律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次
 のとおり公表する。

平成二十一年二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林	一、六一七・七二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一六九・八四ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二〇二・二九ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇八・四三ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七六一・八七ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四一・二〇ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葑崎地区水源かん養保安林	一、二二七・一三ヘクタール
葑崎地区土砂流出防備保安林	五五四・九〇ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七三〇・〇〇ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一三八・〇八ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一五四・六二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一一・二六ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一七一・四四ヘクタール

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事は、完了した。

平成二十一年二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称
 葑崎市若宮三丁目八二六、八二六の二、八二七の一、八二七の二、八二七の三、八
 二八の一、八二八の二、八二八の三、八二八の四、八二九、八三〇、八三〇の二、八
 三一、八三二の一、八三三の一、八三四の一、八三五、八三六、八三八の一、八三八
 の二、八三九の一、八三九の二、八四〇の一、八四一の一、八四一の二、八四二の一、
 八四二の二、八四二の三、八四二の四、八四四の一、八四五の一、八四六、八四七の
 一、八五四、八五五、八五六、八五七、八六〇、八六一の一、八六一の二、八六一、
 八六二の一、八六二の二、八六三、八六四、八六五、八六七の一、八六八、八七三、
 八七五、八七六及び八七七並びに藤井町南下条字下河原一五二、一五二の二、一五三、

一六一の一、一六二の一及び一六二の四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 株式会社くろがねや 代表取締役社長
堀込丹

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番